

特定原材料の代替表記について

食物アレルギーのお子さんを持つ親にアンケートを実施し、その結果を参考に決定。

例：卵

玉子、たまご、タマゴ、エッグ、鶏卵、あひる卵、
うずら卵
厚焼卵、ハムエッグ
マヨネーズ、オムレツ 等

表示例

表示例1

名称：	ポテトサラダ
原材料名	じゃがいも、にんじん、ハム(卵・豚肉を含む)、マヨネーズ(大豆油を含む)、たんぱく加水分解物(牛肉・さけ・さば・ゼラチンを含む)、調味料(アミノ酸等)
消費期限	19.3.24午前10時
保存方法	要冷蔵(10℃以下で保存)
製造者	(株)〇〇食品
所在地	千葉県〇〇区〇〇町〇—〇

表示例2

名称：	幕の内弁当
原材料名	ご飯、野菜かき揚げ、焼き鳥、焼鯖、スパゲッティ、エビフライ、煮物(里芋、人参、ごぼう、その他)、ポテトサラダ、メンチカツ、付合せ、(その他小麦、卵、大豆、牛肉由来原材料を含む)、調味料(アミノ酸等)、pH調整剤、着色料(カラメル、カロテン、赤102、赤106、紅花黄)、香料、膨張剤、甘味料(甘草)、保存料(ソルビン酸(K))
消費期限	19.3.24午前10時
保存方法	要冷蔵(10℃以下で保存)
製造者	(株)〇〇食品
所在地	千葉県〇〇区〇〇町〇—〇

※実際の表示は、朱字及び下線は引いておりません

平成16年のアレルギー表示の見直し

検討報告書(平成16年7月23日の共同会議)



パブリックコメント(平成16年8月)



アレルギー表示の見直しの主なポイント

- ① 推奨品目(特定原材料に準ずるもの)にバナナを加える
→計20品目となる。
- ② 特定原材料などを使用していない旨の表示を新規に促進
- ③ 特定原材料等の文字の大きさや色を変えることが可能

① 推奨品目にバナナを加える

- 特定原材料に準ずるものに「バナナ」を追加した。

規定	特定原材料等の名称	理由	表示の義務
省令	卵、乳、小麦	発症件数が多い	表示義務
	そば、落花生	症状が重篤であり生命に関わるため特に留意が必要なもの(症状が重篤な割合が多いもの等)	
通知	あわび、いか、いくら、えび、オレンジ、かに、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン、	過去に一定の頻度で発症件数が報告されたもの	表示を奨励(任意表示)

現状維持

バナナが加わり20品目へ